

## 令和4年度 嘉手納町立幼稚園預かり保育募集要項

### 1 預かり利用対象者

町立幼稚園入園対象者で、保護者の就労、疾病、その他の理由により幼稚園の教育時間終了後に保育を必要とする園児

### 2 定員数

受付期間内に定員数を超える場合は、町立保育所入所判定方法に準じ決定します。

定員数	幼稚園名	4歳・5歳児クラス	3歳児クラス
	屋良幼稚園	60名	20名
	嘉手納幼稚園	90名	20名

### 3 預かり保育実施時間等

- ① 実施期間 : 令和4年4月5日(火)～令和5年3月24日(金)
- ② 実施時間 : 平日 14時00分 から 18時30分  
長期休業期間 8時30分 から 18時30分
- ③ 休業日 : 土日祝日、慰霊の日、年末年始休業日、その他園長が指定した日。

※ 長期休業期間は、弁当持参となります。給食・ケイタリングの提供はありません。

### 4 保育料等について

- ① 預かり保育料 5,000円/月額 (保育の必要性の認定を受けると給付対象で無償となります。)
- ※ 教材費等については、別途費用としてご負担することになります。

### 5 幼児教育・保育の無償化について

嘉手納町から「保育の必要性」の認定を受けることで、預かり保育料(5,000円/月額)が、給付対象となり、無償となります。その際は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の提出が必要です。

#### 【保育の必要性の認定内容】

	事由	状況	認定期間(原則)
1	就労	月64時間以上で就労している。	就労期間
2	就学等	学校教育法に基づく教育施設に在学している。または、職業開発促進法に基づく職業訓練を受けている。 ※通信制、習い事、塾等は除く。	就学期間
3	求職活動	求職活動を行っている。 ※起業準備含む。	3ヶ月(最長)
4	妊娠・出産	妊娠中または、出産後間もない。	産前3ヶ月、産後2ヶ月
5	疾病・障がい	保護者が疾病、障がい等のため保育が困難	保護者の療養期間
6	看護・介護	同居親族を常時介護または、看護し保育が困難	介護(看護)者の療養期間
7	育児休業	育児休業取得時に預かり保育を利用している園児の継続利用が必要である	育児休業期間
8	その他	町長が認める上記事情に類する状態である場合	

※不明な点、ご相談については嘉手納町教育委員会 教育総務課まで連絡してください。